

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年11月17日（水）15時00分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
新井安全審査官、久川係員、高木技術参与  
検査グループ 専門検査部門  
宮崎上席原子力専門検査官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 換気設備の換気風量
    - ◇ 換気設備の換気風量（約 30,000m<sup>3</sup>/h）は、カバー内の温度上昇を防止する目的の他に、居室等に要求される建築基準法施行令を準用した換気回数（0.3回/h）を満足するために、大型カバー体積（約 96,500m<sup>3</sup>）に対して必要な換気風量（約 29,000 m<sup>3</sup>/h）に余裕を見た値としている。
  - 非常用注水設備の代替手段の概要について
    - ◇ 非常用注水設備の代替注水手段として、既設配管からの注水及びろ過水タンク等を水源とした消防車やコンクリートポンプ車等を用いた注水手段を用意している。
    - ◇ 大型カバーの設置によりコンクリートポンプ車での注水が困難となる可能性があるものの、構台の階段を利用することで、消防車と仮設ホースによる注水は可能である。
    - ◇ さらなる向上策として、注水用配管や受け口といった東京電力の自主保安設備を新たに設置することで、配管及び消防車を用いた注水手段、受け口及びコンクリートポンプ車を用いた注水手段を準備する。
  - 措置を講ずべき事項への適合性
    - 【①準拠規格及び基準】
    - 【④火災に対する設計上の考慮】
  - 大型カバー換気設備に係る確認事項
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
  - 放射性物質の放出抑制に対する考慮について
    - ◇ 本申請における換気構成で行う作業のうち最も放射性ダストの飛散が予測されるガレキ撤去作業において、換気風量 30,000 m<sup>3</sup>で換気した際の大型カバー隙間等からの放射性物質の漏えい評価及び敷地境界に与える線量影響を示すこと。
  - 作業者の被ばく線量の管理等について
    - ◇ 1号機原子炉建屋周辺で行う作業に関して、現時点で想定している作業

員数の規模や被ばく線量を示すこと。

- 火災に対する設計上の考慮について
  - ◇ 換気設備を構成するフィルタ、排風機等の仕様やそれらの設置状況等を踏まえ、具体的な検討結果を示すこと。
- 大型カバー換気設備に係る確認事項について
  - ◇ フィルタ性能確認について、確認試験における試験条件と大型カバー内の実際の作業環境条件との差異や、他号機における実績等を整理した上で、敷地境界線量の評価に用いる除去効率の妥当性を示すこと。
  - ◇ 現在申請中の案件（2号機燃料取扱い設備及び燃料取り出し用構台の設置）における2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備に係る確認事項に対する指摘等も踏まえて、記載の整合を図ること。

等を求めた。

## 6. その他

資料：1号機大型カバー換気設備他の設置について